社会福祉法人紫波会　法令遵守規程

（目的及び適用範囲）

第１条 社会福祉法人紫波会法令遵守規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人紫波会（以下「法人」という。）が運営する介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

（基本方針）

第２条 法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

（１）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。

（２）法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。

（３）法令遵守責任者は、理事長の命を受け、各部署と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第３条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に１名配置するものとする。

２ 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

（法人組織体制の整備）

第４条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、以下の通りとする。

２ 法人の事業の最高責任者を理事長とする。

３ 法人の各事業部門の責任者は、施設長及び管理者とする。

（法令遵守責任者の業務）

第５条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、以下の業務を行うものとする。

（１）法人及び事業の組織体制に関する提案

（２）法令遵守に関する本規程の制定及び改定

２ 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

（施設長及び管理者の役割）

第６条 法人の施設長及び管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

２ 法人の施設長及び管理者は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。

３ 施設長及び管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

４ 施設長及び管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

（職員の責務）
第７条 職員は第２条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。
２ 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
３ 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は施設長及び管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

（処分）
第８条 法令違反する行為を行った職員は、法人の就業規則に則り、懲戒されるものとする。

附 則
この規程は、令和元年８月１日から施行する。